

生活保護行政対策本部体制

生活保護行政対策本部

- ・ 副市長・関係部局長で構成する生活保護行政の適正化推進機関として重要施策について検討を行い関係部局へ指示等を行う
- ・ 必要に応じて委員以外も出席可

本部長 担当副市長
副本部長 副市長

委員 関係部局長

報告

指示

適正化推進委員会

- ・ 関係部局の次長級にて構成する
- ・ 対策本部からの指示された事項を検討及び、保護課から適宜報告を受け、指示・助言等を行う
- ・ 必要に応じて委員以外も出席可

委員長 福祉事務所長
副委員長 他の保健福祉次長

委員 関係部局次長級

指示

報告

指示・助言

保護課

事務局（保護課）

- ・ 施策の実行及び検討
- ・ 本部及び委員会の各種調整

保護課

